

議案参考資料

[令和5年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

DX推進室 桐ペイ推進応援担当

議案名

議案第57号 桐生市電子地域通貨基金条例案

趣旨・目的

桐生市電子地域通貨(桐ペイ)の利用者の利便性を確保するとともに安定的な運営を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、桐生市電子地域通貨基金条例を制定しようとするものです。

概要

桐生市電子地域通貨基金の設置に必要な事項を定めるものです。
(施行期日：令和5年10月1日)

背景・経過

桐ペイとして発行するポイントのうち、利用者の現金チャージに対して発行するポイントについては、利用者の利便性を鑑み、ポイントの有効期限をチャージ時から2年間として運用を行っているところであり、令和4年度中に利用されなかったポイントに対応する予算については、利用者からの預かり金としての性質を有していることから、特定財源として他の財源と明確に区分し、令和5年度予算の財源とする必要があります。

また、給付を桐ペイで行うなど、活用機会の拡大を検討するにあたり、ポイントの有効期限を単一年度内に限定してきたこれまでの運用では、ポイント付与の時期により、利用可能期間に差が生じるなど、利用者間の公平性が保たれないことから、ポイントの有効期限を単一年度内に限定しない運用を可能とする予算措置が必要となっています。

以上のような課題から、ポイントの発行年度内に消費されなかった未利用ポイント相当の予算額を翌年度予算においても、確実にポイント精算のための財源として確保することで、利用者の利便性を確保するとともに、桐ペイの安定的な運用を担保するため、基金を設置するものであり、その設置に必要な事項を本条例で定めるものです。